

岩手県告示第567号

浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）第8条第2項に規定する浄化槽管理士研修の期日及び場所は、次のとおりである。

令和2年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 研修の期日 令和2年11月13日(金)
- 2 研修の場所
  - (1) 名称 岩手産業文化センター
  - (2) 所在地 滝沢市砂込389番20
- 3 その他 詳細については、公益社団法人岩手県浄化槽協会にお問い合わせください。